

茨城県報

第6030号

昭和47年7月6日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●青少年に有害な興行(青少年課)	1
●保安林の解除予定(林業課)	3
●保安林の指定解除(〃)	3
●土地改良事業の認可(農地管理課)	3
●道路の供用開始(2件)(道路維持課)	4
●道路区域の変更(〃)	4
●道路位置の指定(建築指導課)	5
●道路位置の指定の廃止(〃)	6

公 告

●土地立ち入り測量(用地課)	7
●都市計画案の縦覧(都市計画課)	10
●中根土地区画整理事業計画の変更(〃)	10
●大島土地区画整理事業計画の変更(〃)	10
●森下土地区画整理事業計画の変更(〃)	11

告 示

茨城県告示第654号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により、
青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	種 類	題 名	製 作 社 名	配 給 社 名
166	映 画	日活ニュース ＜真 昼 の 情 事＞	日 活	同 左
167	〃	ブルーフィルム一代女	青年芸術映協	関 東 ムービー
168	〃	セックスが最高よ	〃	同 左
169	〃	SEX・暴力団・淫欲野獣 アニメル	米, クラウン・ インターナショナル	N. C. C
170	〃	真 昼 の 情 事	日 活	同 左
171	〃	若 妻 女 ざ か り	21 世 紀 プ ロ	〃
172	〃	赤 線, 地 帯 WENDY'S PALACE	米, ケニー・プロ	ミリオン・フイルム

成功させよう 49年茨城国体

173	"	ラブ・シンフォニー アメリカ篇、イギリス篇 デンマーク篇、スウェーデン篇	プロダクション・ ユニバツク	同	左
174	"	セックス・パンチ BELOW THE BELT	米、バルトコ・ カンパニー	ミリオン・フィ ルム	
175	"	ドクトルチエコの性と 愛シリーズ 妊 娠 中 絶	国 映	同	左
176	"	ドクトルチエコの性と 愛シリーズ 避 妊	"	"	
177	"	日活ニュース ＜恍惚の朝＞	日 活	"	
178	"	白い指の戯れ	"	"	
179	"	日活ニュース ＜白い指の戯れ＞	"	"	
180	"	現代濡れ濡れ族	トツプス・プロ モーション	ミリオン・フィ ルム	
181	"	美女と淫獣	関東ムービー配 給社	同	左
182	"	恍惚の朝	日 活	"	
183	"	日活ニュース ＜おんな天国・子種貰います＞	"	"	
184	"	痴漢の穴場	日本シネマ	"	
185	"	裸、ザ・ヌード	N・A・P	"	
186	"	性神風土記 呪いの祝言	プリマ企画	"	
187	"	性神風土記 女狐の神秘	"	"	
188	"	性神風土記 鎌倉の情炎	"	"	
189	"	おんな天国 子種もらいます	日 活	"	
190	"	盛り場 流れ花	"	"	
191	"	日活ニュース ＜盛り場・流れ花＞	"	"	
192	"	蛇女の熱い肌	東京興映	"	
193	"	入浴は情事の前に	青年群像	"	
194	"	一晩中抱いて	上松プロ	"	
195	"	夜と昼の情炎	東京興映	"	
196	"	赤い空洞	プロ鷹	"	
197	"	女高生の秘事	国 映	"	
198	"	性談 牡丹燈籠	日 活	"	
199	"	性のうずき	プリマ企画	"	
200	"	哥 (う た)	実相寺プロ	A・T・G	
201	"	女子学生 性のあやまち	青年芸術映協	同	左

茨城県告示第655号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 解除を予定している保安林の所在場所

久慈郡里美村大字里川字中新田662(国有林、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解 除 の 理 由

林道敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁並びに里美村役場に備えおいて縦覧に供する。)

茨城県告示第656号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第2項の規定により次のように保安林の指定を解除する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡神栖町大字日川字海岸砂間2036の2(次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解 除 の 理 由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁並びに神栖町役場に備えおいて縦覧に供する。)

茨城県告示第657号

昭和47年2月25日付で水戸市城東5丁目15番15号和知忠恒ほか8名から認可申請のあつた若宮地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和47年6月28日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第658号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和47年 7 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年 7 月 6 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 路 線 名 | 県道大洗友部線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 西茨城郡友部町大字長免路字堂下125番から
西茨城郡友部町大字仁古田字三多田313番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 昭和47年 7 月 6 日 |

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 路 線 名 | 一般国道294号線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 水海道市森下町字大道東3997の1番から
水海道市森下町字中道東3759の1番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 昭和47年 7 月 6 日 |

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 路 線 名 | 一般国道125号線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 下妻市大字堀籠字葉埴前1322番の1から
下妻市大字堀籠字西坪1433番の1まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 昭和47年 7 月 6 日 |

茨城県告示第659号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和47年 7 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年 7 月 6 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 路 線 名 | 一般国道50号線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 笠間市大字飯合字雨ヶ谷125番から
笠間市大字笠間字ザル田768番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 昭和47年 7 月 8 日 |

茨城県告示第660号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和47年7月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大洗友部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡友部町大字長免路 字堂下125番から	旧	メートル 最大 13.0 最小 5.0	メートル 1,070.0	
西茨城郡友部町大字仁古田 字三多田313番まで	新	最大 20.4 最小 13.4	980.0	

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 294号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市森下町字大道東 3997の1番から	旧	メートル 最大 14.0 最小 8.0	メートル 586.5	
水海道市森下町字中道東 3759の1番まで	新	最大 25.0 最小 12.0	515.5	

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 125号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下妻市大字堀籠字薬婦前 1322番の1から	旧	メートル 最大 8.0 最小 5.0	メートル 1,529	
下妻市大字堀籠字西坪 1433番の1まで	新	最大 32.0 最小 23.0	1,500	

茨城県告示第661号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	47. 7. 6	水戸市河和田町字宮原1655—8, —6, —3, —12	4.00	23.80

B

1	47. 7. 6	鹿島郡鹿島町大字鉢形字中山1466—5	6.00	47.90
---	----------	---------------------	------	-------

C

1	47. 7. 6	水戸市千波町字久保506—9	4.00	23.50
2	〃	〃 大塚町字池端1382—8	4.00	29.65

D

1	47. 7. 6	土浦市大字小岩田字新地605—14	4.00	35.00
---	----------	-------------------	------	-------

茨城県告示第662号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
773	38. 7. 8	土浦市大字小岩田字ヤヲサ700—3, —8, —12	4.00	11.75

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道土浦野田線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
岩井市大字神田山字土手外、字堤下、字馬洗及び字伊勢地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月6日から昭和47年12月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨城県知事
 - 2 事業の種類 一級河川久慈川水系浅川砂防工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡金砂郷村大字上宮河内字蜂巢地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月6日から昭和47年7月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨城県知事
 - 2 事業の種類 一級河川久慈川水系里川支流中野沢砂防工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
常陸太田市常福地町字三本杉入地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月6日から昭和47年7月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨城県知事
 - 2 事業の種類 一級河川久慈川水系里川支流梅島沢砂防工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
常陸太田市町屋町字梅島、字寺小屋、字梶谷、字梶谷前、字堀口、字松木田、字八沢及び字南八沢地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月6日から昭和47年7月31日まで
-

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道藤沢豊里線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
筑波郡豊里町大字沼崎字石道, 字古田中, 字山ノ下, 字田向, 字前田, 字前原, 字清水, 字宅地西, 字宅地東, 字西畑, 字山合, 字大道北及び字大道南地内
〃 大穂町大字要元上口堀字中根前, 字堂ノ越, 字大根坊, 字箒畑, 字中合及び字新田地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月6日から昭和48年3月25日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 県道宇都宮笠間線道路改良工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
笠間市大字箱田字本郷, 字表, 字金剛寺, 字清水, 字長町, 字道内, 字河原久保, 字古山下, 字古山台及び字辰己沢地内
〃 大字石井字石崎, 字不動前, 字大日山及び字姥ヶ小裏地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月10日から昭和48年3月20日まで

-
- 1 起業者の名称 茨城県知事
 - 2 事業の種類 一級河川久慈川水系茂宮川支流弁天沢砂防工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
常陸太田市真弓町字寺ノ沢, 字川上田, 字諏訪, 字諏訪下及び字堂の前地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月6日から昭和47年7月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 県道上之烏竜ヶ崎線道路改良工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡河内村大字生板字堀割地内
〃 〃 大字源清田字広田, 字中曾根, 字古道及び字新橋地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和47年7月6日から昭和47年12月30日まで

-
- 1 起業者の名称 茨城県知事
 - 2 事業の種類 一級河川久慈川水系里川支流大切沢砂防工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡里美村大字里川字字若, 字蜂取場入及び字上根小屋地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年7月6日から昭和47年7月31日まで

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一級河川久慈川水系里川支流供養沢砂防工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

常陸太田市常福地町字沢入及び字沢尻地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年7月6日から昭和47年7月31日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道小山菅生小絹停車場線橋梁整備事業

3 立ち入ろうとする土地の区域

水海道市内守谷町字川押, 字門京島川端及び鬼怒川向地内

筑波郡谷和原村大字小絹字蔵下, 字西蔵下, 字下川岸, 字南上宿, 字大谷津, 字本中宿及び字上宿地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年7月6日から昭和48年3月31日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道石井大字線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡大子町大字中郷字天拝地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年7月6日から昭和47年8月10日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道土浦竜ヶ崎線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

稲敷郡牛久町大字女化地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年7月6日から昭和47年12月20日まで

●都市計画案の縦覧

水戸勝田都市計画佐和駅中央土地区画整理事業を施行する必要があるので都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を2週間公衆の縦覧に供する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 都市計画の種類 土地区画整理事業
- 2 都市計画を定める区域
勝田市大字高場、稲田高野の一部
- 3 都市計画案の縦覧場所
茨城県庁及び勝田市役所

●水戸・勝田都市計画根土地区画整理事業の事業計画の変更

勝田市が施行する水戸・勝田都市計画根土地区画整理事業の事業計画の変更について、昭和47年6月30日認可したので都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第36条第1項の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項において準用する同条第7項の規定により公告する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 事業の名称 水戸・勝田都市計画根土地区画整理事業
- 2 事業所の所在地 勝田市大字東石川1370番地
- 3 事業計画認可の年月日
昭和35年8月31日
- 4 事業計画変更認可の年月日
昭和47年6月30日

●水戸・勝田都市計画大島土地区画整理事業の事業計画の変更

勝田市が施行する水戸・勝田都市計画大島土地区画整理事業の事業計画(年度延長、資金計画)の変更について、昭和47年6月30日認可したから都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第36条第1項の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 事業の名称 水戸・勝田都市計画大島土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 勝田市東石川1370 勝田市役所内
- 3 事業計画認可年月日
昭和39年4月28日
- 4 事業計画変更認可年月日
昭和47年6月30日

●水海道都市計画森下土地区画整理事業の事業計画の変更

水海道市が施行する水海道都市計画森下土地区画整理事業の事業計画の変更については、昭和47年6月29日認可したから都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第36条第1項の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年7月6日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 事業の名称 水海道都市計画森下土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 水海道市諏訪町3223番地の1 水海道市役所内
- 3 事業計画認可年月日
昭和43年12月12日
- 4 事業計画変更認可年月日
昭和47年6月29日

◎ 県政の総覧 ― 県民の六法 ◎

＝ 茨 城 県 報 ＝

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所